

令和8年3月13日

座間市長 佐藤 弥斗 殿

座間市廃棄物減量等推進審議会

会長 藤井 誠一郎

座間市災害廃棄物処理計画について（答申）

令和7年6月20日付座ゼ発第81号により諮問のありました標記の計画について次のとおり答申します。

答 申 書

座間市は、令和7年3月に座間市地域防災計画の改定と併せて座間市業務継続計画及び座間市災害時受援計画を策定し、災害に強いまちづくりを進めてきているところである。

しかしながら、近年発生した令和6年能登半島地震においては、倒壊した建物のがれき類をはじめとする大量の災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が、被災地の早期復旧・復興を進めるうえで極めて重要かつ困難な課題となったことが明らかになった。

座間市においても、都心南部直下地震の発生が想定されており、甚大な建物被害及びインフラ被害に伴う大量の災害廃棄物の発生が見込まれる。災害廃棄物の処理の遅延は、生活環境の悪化、公衆衛生上のリスクの増大、交通機能の阻害、さらには復旧・復興事業の停滞を招くおそれがあることから、事前の備えを一層強化する必要がある。

以上のことから、発災直後から円滑に対応できる体制の構築を図るため、災害廃棄物処理計画の具体化・実効性向上をはじめ、仮置場候補地の確保及び運営体制の整備、広域連携の強化、職員研修の充実、事業者との協力体制の構築など平時から計画的に取り組むべきである。

また、本計画の改定にあたっては、その実効性を十分に担保する観点から、内容を可能な限り具体的かつわかりやすい表記に努めるとともに、あわせて、計画の趣旨及び内容について、職員はもとより関係機関、市民及び事業者に対する周知、啓発に積極的に取り組み、平時からの理解促進と連携強化も図るべきである。

なお、座間市災害廃棄物処理計画に対する具体的な意見は次のとおりである。

1. 周知、啓発について

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を実現するためには、関係機関、市民及び事業者の協力が不可欠であるため、災害廃棄物の適正な排出方法について、平時から十分な周知、啓発を図らねばならない。

2. デジタル技術の活用について

平時の廃棄物収集業務において活用しているデジタル技術について、災害廃棄物の収集業務においても有効に活用できるよう、必要な体制の整備を図らねばならない。

3. 連携協定等について

連携協定等を締結している災害廃棄物の処理を担う事業者及び他自治体と平時から十分に情報共有を図り、発災時における円滑な協力体制を確保することによ

り、災害廃棄物の処理の実効性を担保されたい。

4. 仮置場について

仮置場の設置にあたっては、市有地に限らず幅広く候補地を検討するとともに、災害の状況に応じて迅速かつ多様な選択が可能となるよう、平時から関係機関と調整を図られたい。

5. 組織体制の構築

災害廃棄物の処理は、市民の生活環境の保全及び早期復旧・復興を図るうえで極めて重要な業務であることから、庁内における体制整備にとどまらず、他自治体への応援要請も視野に入れ、必要な人員の確保及び所要の措置を講じるなど、実効性のある体制の構築に努められたい。

以上

審議会経過

	開催日	内容
第1回	令和7年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱 ・会長、副会長選任 ・諮問 ・災害廃棄物処理計画について
第2回	令和7年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画について
第3回	令和8年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画について ・答申書について

座間市廃棄物減量等推進審議会委員名簿		
	氏名	選出団体等
会長	藤井 誠一郎	立教大学 教授
副会長	善山 政吉	座間市リサイクル協同組合 代表理事
	澤田 光喜	座間市商工会 理事
	松本 篝	NPO 法人ワンエイド 理事長
	稲垣 文野	公募による市民
	伊藤 優子	公募による市民
	日置 順子	小田急電鉄株式会社 デジタル事業創造部
	清原 良昭	座間市自治会総連合会 副会長

(敬称略)